

12 性同一性障害の相談窓口について

性同一性障害は、生物学的な性と心理的な性に不一致を来している状態であり、自らの性別に対する不快感・嫌悪感、反対の性別に対する強く持続的な同一感、反対の性役割を求めることが特徴となっている。

性同一性障害の診断及び治療については、現在、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づき診断と治療が行われているとともに、各自治体の精神保健福祉センターなどで相談も行われている。

また、厚生労働省ホームページ「みんなのメンタルヘルス総合サイト」に掲載するとともに、各自治体での取組事例を取りまとめたので（別添）、当該資料も参考にし、性同一性障害の相談体制を整えていただくようお願いする。

（参考：「みんなのメンタルヘルス総合サイト」性同一性障害）

http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_gender.html

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和元年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
1 岩手県	平成28年3月に「いわて男女共同参画プラン」を改訂した際、当時の社会情勢(LGBTの方々への関心の高まり)を受け、「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々を支援するため、男女共同参画センターにおいて相談事業を行う」旨を明記し、同年4月から相談事業を開始した。	○性別や性志向(LGBT)に関する相談(岩手県男女共同参画センター) 性指向や性別の違和感などで相談したい方の相談を面接・電話・インターネットで受ける。※家族・パートナー・支援者も対象 相談日時:毎週金曜…PM4:00～PM8:00	http://danjo12.wixsite.com/iwatedaniosankaku/blank-57
2 宮城県	平成29年3月「宮城県男女共同参画基本計画(第3次)」を策定し、そのなかで「性的マイノリティへの配慮」を盛り込んだ。社会のなかで困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように相談体制の整備・強化の取組として、平成29年7月「LGBT(性的マイノリティ)相談」を開始した。	・みやぎ男女共同参画相談室「LGBT(性的マイノリティ)相談」「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・性別や性自認、性指向のことなど、LGBTの方やその家族、友人等周囲の方の相談窓口 ・相談時間:毎月第2・第4火曜日正午～午後4時	http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/iigyou-soudan.html
3 神奈川県	平成27年度より「性的マイノリティの子供に理解のある支援者育成事業(かながわボランティア活動推進基金21を活用したNPO提案型協働事業)」を実施してきたが、平成30年度より、当事者及びその家族、支援者に対する直接的支援事業(当事者向け交流会、かながわSOGI派遣相談)を開始した。	※「性同一性障害」専用ではないが、性的マイノリティの当事者、支援者や家族を対象とした相談事業を実施している。 【かながわSOGI派遣相談】 性的マイノリティ当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、公的施設等や支援機関に、臨床心理士などの専門相談員を派遣して、SOGI(性的指向と性自認)に関する相談を行っている。	【SOGI派遣相談】 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/cnt/f430243/documents/2.html
4 岐阜県	以前から開設していた「一般電話相談」に加え、平成24年度からは「法律・こころ・男性専門相談」を開設したが、「一般電話相談」にLGBTに関すると思われる相談が散見されるようになったことから、平成30年度から相談窓口の一つとして専門相談員による「LGBT専門電話相談」を開設した。	○電話相談(男女共同参画・女性の活躍支援センター) 【相談日時】第3金曜日 17:00～20:00 【対象者】性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている方やご家族、支援されている方々 【相談担当者】専門相談員	https://www.pref.gifu.jp/kodomo/kekkon/danjo/sodan-madouguchi/c11234/plaza-soudan.html https://gifujo.pref.gifu.jp/support_center/consultation02.html
5 京都府	平成28年度に成立したヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消法において、地方公共団体に相談体制の整備・充実を努めるよう求められたことに伴い、人権問題に関する法律相談事業を平成29年7月から開始した。	○人権問題法律相談「京都府人権リーガルレスキュー隊」 ※人権問題に関する弁護士による法的な相談窓口であり、LGBT等性的少数者の方に限定した専門相談ではない。 (例) ・インターネット上に自分の個人情報が見られ、誹謗中傷を受けている。 ・国籍や民族などを理由に不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)を受けた。 ・同和地区の出身であることなどを理由に、差別されている。 ・戸籍上の性別と外見印象が異なることにより、不当な扱いを受けた。 相談日時: ＜電話相談＞月2回 30分4枠を想定 専用電話有 ＜面接相談＞本庁月1回、各広域振興局(4カ所巡回で月1回)、夜間相談月1回(京都弁護士会京都駅前法律相談センター)※事前予約制	https://kyoto-iinken.net/service/legal/

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和元年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
6 広島県	広島県の出資法人である、公益財団法人広島県男女共同参画財団において、これまでに日常の様々な悩みに関する相談事業を実施しているが、その中で、LGBTに関する専用の相談窓口を、平成29年10月14日から開設している。	・対応機関:公益財団法人広島県男女共同参画財団 ・開設日:平成29年10月14日 ・相談受付日:土曜日 10時～16時 ・対応者:LGBTに関する研修を受けた相談員	http://www.essor.or.jp/soudan.html#LGBT
7 山口県	平成26年7月より、健康増進課ホームページに「性同一性障害についてお悩みの方へ」というページを開設し、各相談窓口の連絡先等について掲載を開始した。	・相談対象者は原則、山口県内に住所・勤務先・通勤先の方である。 ・「性同一性障害についてお悩みの方へ」というページに相談窓口の一覧を掲載しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・各健康福祉センター:こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。 ・精神保健福祉センター:こころの健康全般に関する相談を受け付けている。	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/seishin/seidoutsu.html
8 香川県	性的指向や性同一性障害を理由として、偏見や無理解のため困難な状況に置かれている人々を支援するため、平成30年8月に性的少数者(LGBT)専門の相談窓口を設置した。	・性的少数者(LGBT)専門の電話相談窓口として、当事者やその家族、パートナー等からのさまざまな相談に応じる。(電話相談の内容により、必要に応じて面談も実施。) ・相談窓口は、県内の当事者団体に委託して運営。 ・相談員は8名で、相談日には2名で対応。 ・相談日時は、毎月第1月曜日、第3土曜日 18:00～21:00。	https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/dowaseisaku/
9 佐賀県	平成30年4月より、「佐賀県DV総合対策センター」において、LGBTに関する相談窓口を開設。佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)のホームページに連絡先を掲載。	・相談内容:電話相談(のみ) ・対応:臨床心理士 ・毎月2回:第2日曜日、第4水曜日 ・受付時間:14:00～16:00	https://www.avance.or.jp/dvsougu/1171/1333.html
10 長崎県	県民に広く性の多様性についての理解と認識を深めてもらうため、平成30年度から「性の多様性理解促進事業」を実施し、その一環として、LGBT等の当事者や家族、友人等の方からの悩みや相談に応じる「LGBT相談デー」を平成30年11月に開設した。(人権・同和対策課)	・相談日時 毎月第3土曜日 9:30～13:00 ・相談方法 電話相談 ・対応者 臨床心理士 ※性同一性障害の専門相談窓口ではない	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankvo/inkenkeihatsu/lebt/

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和元年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
11 鹿児島県	当県においては、LGBT等に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 (1)鹿児島県男女共同参画センター(かごしま県民交流センター) (2)鹿児島県精神保健福祉センター(ハートピア)	・各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 【県男女共同参画センター】 ・男女共同参画相談員が相談に応じている。 ・電話相談、面談相談 ・受付時間：9:00～17:00(休館日翌日のみ9:00～20:00) ※休館日：月曜日・年末年始 【県精神保健福祉センター】 ・センター所長(精神科医)、保健師等が相談に応じている。 ・来所相談日時：精神保健福祉相談(初回)木曜日9:00～12:00、(継続)月曜日 9:00～12:00 思春期相談 水曜日 9:00～12:00 ・電話相談：常時受付	http://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/iinken/danio/03003016.html http://www.pref.kagoshima.jp/shisetsu/fukushi/002.html
12 札幌市	平成29年6月に「札幌市パートナーシップ宣言制度」を創設した際、性的マイノリティ当事者や周囲の方が抱える悩みや困難の解消に繋げるため、あわせて電話相談事業も開始した。	○「LGBTほっとライン」(「性同一性障害」専用の相談機関ではない。)性別違和や性的指向などの悩みについて、本人や身近な人などの相談を電話で受ける。 相談日時：毎週木曜…16:00～20:00	http://www.city.sapporo.jp/shimin/danio/lgbt/lgbtsodan.html
13 千葉県	LGBT(性的少数者)に関する相談は、市男女共同参画センターで実施している女性相談・男性相談での対応などにより実施してきたが、LGBT専用相談とすることで、また、電話相談とすることで、より気軽な相談をしてもらうことができるよう、年間を通して定期的に相談ができる専用の電話相談窓口を令和元年11月から開設することとした。 なお、本事業は「ちば男女共同参画基本計画 第4次「ハーモニープラン」に掲げているものである。	・「性同一性障害」専用ではなく、LGBT(性的少数者)の方やその周囲(家族・友人・先生・職場関係など)の方を対象としている。 ・相談日時：毎月第3日曜日 午後2時から午後6時まで(相談日ごとに1人1回まで/1回あたり30分まで) ・対象者：市内在住・在勤・在学の方 ・相談員：LGBT当事者、LGBT支援者、社会福祉士、精神保健福祉士、法律家など ・電話により相談を受ける。予約不可。匿名・通称名での相談可。	https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danio/chibashilgbtsennyoudenwasoudann.html
14 横浜市	東京2020オリンピック開催や、渋谷区などの自治体における性的少数者への支援の動きを受けて、平成27年度に、性的少数者の支援団体や当事者等との意見交換を行い、性的少数者の支援策について課題整理を行った。 性的少数者は、社会的に十分に認識・理解されていないため、性的少数者であることを打ち明けることが非常に困難であることや、誰にも相談できず孤立してしまい、ひきこもりや自殺にまでつながってしまう現状に対応するため、平成27年11月より交流スペース「FriendSHIP よこはま」、平成27年12月より個別専門相談「よこはまLGBT相談」を実施している。	・両事業とも「性同一性障害」専用ではなく、性的少数者の方、性的少数者なのかわからない方・迷っている方、家族、教員等も対象としている。 【個別専門相談「よこはまLGBT相談」】 ・事前に電話での予約の上、性的少数者の支援に携わっている臨床心理士が、面談のうえ相談に応じる。 ・月2回(木曜午後、月曜夜間)開催。 【交流スペース「FriendSHIP よこはま」】 ・相談員であることを隠すことなく過ごすことができる居場所を提供。(事前予約不要・入室自由。10代までの時間を設定。) ・性的少数者支援団体のスタッフ2名を配置。 ・月2回(原則第1週土曜日午後、第3日曜日午後)開催。	【よこはまLGBT相談】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/iinken/lgbt/sodan.html 【Friendship よこはま】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/iinken/lgbt/friendship.html
15 川崎市	平成22年3月、川崎市内在住の中学校卒業予定の子どもを持つ母親からの「性同一性障害の相談窓口をわかりやすくしてほしい」という市長への手紙を受け、川崎市市民子ども局人権・男女共同参画室が調整役となり、川崎市精神保健福祉センター、教育委員会及び児童相談所が連携して、市民に対して相談窓口を明らかにすることから取組を開始した。	原則的に、川崎市在住・在学・在勤の方を対象として相談を受けている。 ・性同一性障害について悩んでいる方が分かりやすく、相談しやすくなるよう、『性同一性障害についてのお悩みをお持ちの方へ』というページ内に相談窓口を一覧で掲載している。 ・ただし、次のいずれの窓口も「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・精神保健福祉センター……主に高校生年齢以上を対象に、精神保健相談として相談を受け付けている。 ・児童相談所、教育委員会……学齢期の子どもを対象に、からだところの悩みについて相談を受け付けている。	http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和元年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
16 相模原市	平成22年度より市民にとって相談窓口をわかりやすく案内するため、市ホームページに各相談窓口の連絡先等について掲載を開始した。	・『性同一性障害や性的指向について相談したい。』、『性的指向や性自認に関する悩み等の相談窓口』というページ内に相談窓口の一覧を掲載しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関・窓口ではない。 ・精神保健福祉センター……「主に成人の人」を対象に「こころの相談」として受け付けている。 ・青少年相談センター……市内在住、在学、在勤の「小・中学生、19歳以下の人、保護者の人」を対象に主に「こころの相談」として受け付けている。 ・学校教育課……市立小・中学校の児童・生徒及び保護者の人、市立小・中学校へ就学予定の児童・生徒の保護者の人を対象に主に「学校生活に関わる相談」として受け付けている。 ・児童相談所……市内在住の「18歳未満の人、保護者の人」を対象に「児童に関する相談」として受け付けている。	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/faq/etc/1002264.html http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sodan/1006084/1016144.html
17 新潟市	性的マイノリティの当事者団体からの市長宛の要望書提出(H28)、市議会での質問などをきっかけに検討を始め、H30年7月から専用ダイヤル「新潟市性的マイノリティ電話相談」を開設(月1回、4時間)。毎月、市報で周知を図っている。	・「新潟市性的マイノリティ電話相談」(「性同一性障害」「性別違和」専用の相談機関ではない。) ・性別や性自認、性的指向のこころなど、LGBTの方やその家族、友人等周囲の方の相談窓口 ・相談時間：毎月1日曜日午後5時～8時30分(ひとり30分) ・相談員の要件は「性的マイノリティに理解があり、何らかの相談経験を有する者」。現在、臨床心理士らが相談に当たっている。	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danio/lgbt/sexualminoritydenwa.html
18 浜松市	男女共同参画の推進を図る拠点施設「浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター(あいホール)」において、相談者の性別を特定しない相談事業を実施している。	・相談窓口は性別を特定しないもので、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。 ・相談窓口は、原則、浜松市在住・在学・在勤の方を対象として相談を受けている。 ・相談体制は、電話対応および面談。面談は事前予約制。 ・上記以外にも、精神保健福祉センター及び障害保健福祉課で精神保健福祉相談として対応している。	ホームページに記載なし
19 名古屋市	平成30年度に実施した「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)など性別にかかわらず市民意識調査」の調査結果において、性的少数者に対し必要な意識啓発や支援として「相談できる窓口の設置」という回答が最も多くあったことから、専門電話相談窓口を開設した。	【名古屋セクシュアル・マイノリティ電話相談】 ・性同一性障害専用の相談窓口ではない。 ・性的少数者の当事者だけでなく、家族・友人なども相談可能。 ・令和元年12月13日(金)開設 ・毎月第2金曜日 19時から21時	http://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000121751.html
20 堺市	平成29年12月から、人権推進課にて「人権相談ダイヤル」を開設。LGBTなど性的マイノリティに関する相談を含めた人権相談全般を受け付けている。また、平成30年度にLGBT啓発カードを作成し、市内施設等に配布し広くPRしている。	月曜から金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00(受付終了16:30) (祝日・年末年始を除く) 072-228-7364	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/iinken/iinken/sodanmadoguchi.html
21 岡山市	市HP及びパンフレットで性自認や性的指向に関する相談窓口(公的機関、民間機関、医療機関、支援団体)を紹介している。	・相談窓口は性同一性障害専門の相談窓口ではない ・市の相談窓口は、男女共同参画相談支援センター、こころの健康センター、子ども総合相談所、教育相談室 ・相談対象者は原則として、岡山市に在住・在学・在勤の方が対象	■相談機関 http://www.city.okayama.jp/shimin/iinken/iinken_00140.html ■医療機関・支援団体 http://www.city.okayama.jp/shimin/iinken/iinken_00141.html
22 北九州市	令和元年7月より、北九州市精神保健福祉センターにおいて、「性同一性障害」についての悩みを持つ市民からの相談」に対し、「知識の提供や医療機関等の情報提供を行う相談窓口」を設置した。	・相談日時：毎月2回 第1・3水曜日(9:00～12:00) ・相談対象者：性同一性障害に関して悩みを抱える市民(原則市内居住者を対象) ・相談体制：電話対応を主としているが面談も可(要予約) ・相談担当者：センター職員5名(精神科医及び研修を受けた職員がローテーションで当番)	http://www.ktq-kokoro.jp/consultation/section31

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和元年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
23 福岡市	平成27年4月1日より、福岡市精神保健福祉センターにおいて、依存症、ひきこもり、発達障害、性同一性障害についての専門相談を開始した。当センターのリーフレットを、ホームページにて掲載している。	左記の通り専門相談の一つという位置づけで、電話相談を実施している。 ・相談日時 毎月第1・3水曜日 午前10時から午後1時 ・対象者：市内在住・在学・在勤で成人の方 ※但し、学校や児童相談所等の依頼に応じ、思春期例の対応実績もあり ・相談担当者：センター職員（精神科医及び臨床心理士）	http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/soudan.html
24 横須賀市	本市の「性的マイノリティに関する施策」の中で「市内で専門の相談が受けられる体制づくり」を掲げており、当事者と市関係課長との意見交換会において、（主に未成年者）見知らぬ市外へ行くことに対する恐れや交通費がかかることから、市内で相談が受けられる体制が求められていた。そのなかで、「公的な機関が設置する窓口は、プライバシー保護の観点から安心して相談できる」との意見が多いことから、性的マイノリティ当事者の孤立を防ぐことを目的とし、性的指向や性自認に関する専門的な相談に対応するため、令和元年5月から、専門相談の窓口を設置した。	◎よこすかLGBTs相談（性的指向や性自認に関する専門相談） ・NPO法人SHIPの臨床心理士など、専門の相談員が「デュオよこすか」または支援者（市内）のもとに伺う。 ・悩みを抱えているご本人（性的マイノリティ当事者）だけでなく、ご家族や支援者の方も対象としている。 ・申込みは、予約制（3日前までの連絡）、相談は無料で年齢制限はない。 ※本市の性的マイノリティの関する相談事業は、対象者を性同一性障害をお持ちの方に限っておりません。	◎よこすかLGBTs相談 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/seietkimainoritexi.html
25 下関市	①平成28年7月より、市HPにおいて「LGBT（性的マイノリティ）について」を掲載している。 ②平成28年12月より、市HPにおいて「性同一性障害の相談窓口について」を掲載し、相談窓口として成人保健課を明記している。	①「人権に関する相談」、「一般的な相談」、「こころの相談」、「子どもの相談」毎に分け、専門的な相談先を案内している。 ②「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。精神保健相談として、精神保健福祉相談員や保健師が相談を受け付けている。	①のHP http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1467101715383/index.html ②のHP http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1481531738341/index.html
26 栃木市	①平成28年10月市ホームページ掲載。 ②平成30年度栃木市人権施策推進プラン（第2期計画）（2019～2023年度版）の中に「性的指向・性同一性障がい者等にかかわる人権」を位置づけた。 ③平成30年度市職員、教職員向けに「多様な性を知りサポートするためのガイドライン」を策定した。	性同一性障害についての専用相談窓口はないが、人権相談の中で、相談を受けている。 月～金曜日 8時30分～17時15分 栃木市生活環境部人権・男女共同参画課 人権推進係 ・電話：0282-21-2161 ・Eメール：jinken@city.tochigi.lg.jp 専門機関への紹介を行う。	https://www.city.tochigi.lg.jp/sosiki/24/221.html
27 鹿沼市	令和元年6月3日施行の「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」を含め、本市の性的マイノリティの人権擁護施策を円滑に展開させるため、職員向けのガイドラインである「LGBTを知りサポートするための行動指針」を策定し、職場外研修を実施した。そのガイドラインの中でいくつか相談窓口を紹介しているが、現在第2版の作成中であり、LGBT専門機関についての紹介も充実させていく予定である。	性的マイノリティについては主に人権推進課で相談先を紹介するが、ガイドラインは全課に対し配布済みであることから、対応できる範囲で活用してもらうこととなっている。また、市民向け情報として、相談先一覧を市のホームページに掲載する予定である。	https://www.city.kanuma.tochigi.lg.jp/
28 鴻巣市	市民からの問い合わせや性的マイノリティに関しての関心の高まりを受け、平成31年4月から相談事業を開始した。	性的マイノリティに関する悩み事相談 自分の性や性的指向に伴う不安や悩みを抱えた相談者に対し、専門のコウンセラーが適切なアドバイスやカウンセリングを行い、また、必要に応じて関係機関を紹介する。当事者だけでなく、家族や友人からの相談も受け付ける。 相談日時：偶数月第1木曜 11:00～15:00 相談方法：面接または電話	http://www.city.kounosu.saitama.lg.jp/sosiki/somu/yasasisa/gvomu/2/1559622730201.html
29 入間市	平成30年1月より人権推進課（市民相談室、男女共同参画センター）において相談事業を開始した。	性的マイノリティのための悩みごと相談 専門の相談機関ではない（医療的なものには対応できない）が性的マイノリティからの悩みごと全般や当事者だけでなく、家族、友人からの相談にも応じる。電話相談（匿名可）を主とし、当事者の意向に沿って、面接相談等も行う。（悩みの傾聴が主となる） 相談日時：平日～AM10:00～PM3:00	http://www.city.iruma.saitama.lg.jp/kurashi/soudan/madoruchi/soudan/1007755.html

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和元年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
30 松本市	平成26年9月に人権・男女共生課のホームページ上に「性同一性障害についてのお悩みの方へ」と題するページを設け、市で相談可能な窓口を紹介した。	松本市には専門相談窓口はない。松本市女性センターで実施する心理カウンセラーが話を聞くこと、子どもの場合は「子ども権利相談」「まちかど保健室」で相談を受けることをホームページで案内している。ただし性同一性障害に対する専門知識を有する者が相談を受けるわけではない。また、松本市の管理下でない団体の紹介として厚労省、GID学会、日本精神神経学会、性同一性障害に限らず性的マイノリティ等に関する活動を行っている団体等を紹介している。ただし、いかなる場合でも、これらへのアクセスは個人の責任において行い、本市はいかなる責任も負わない旨を明記している。	http://www.city.matsumoto.nagan.o.jp/kurasi/tiiki/jinken/danjo/genidentitydisorder.html
31 伊賀市	平成28年4月の「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」及び「ALLYの取組（性的少数者支援と性の多様性の啓発）」開始と同時に、既存の人権相談窓口の案内に「LGBT（性的少数者）の相談（性同一性障害など）もお受けします。」との文言を追加。広報「いが市」や市ホームページ、啓発チラシ等に掲載している。	・相談窓口として、①人権擁護委員による面談 ②市人権担当課 ③津地方法務局伊賀支局 を案内しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・市内小中学校については、当事者児童・生徒の相談先となるよう養護教諭向けの研修を実施。	http://www.city.iga.lg.jp/000000914.html
32 萩市	平成29年3月「萩市男女共同参画プラン（第2次）」を策定し、その中で「性的少数者への理解の促進と心のケア」を盛り込んだ。平成30年12月の市広報で、相談先として市女性相談窓口、市こころの相談日を掲載している。	・女性相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではないが、性的少数者の方も含め、電話対応及び面談をしている。 ・市こころの相談は、専門の窓口ではないが、本人や家族、身内などこころの不調を感じておられる方の相談に面談で応じている。	http://www.city.hagi.lg.jp/sosiki/15/h30199.html
33 柳井市	「性同一性障害」専用の相談機関はないが、平成30年3月より市ホームページ内人権啓発室に「人権相談窓口」を開設し、人権相談についての窓口を案内している。	各部署でそれぞれの役割に応じた相談を受け付け、性同一性障害の相談があった場合は関係機関と連携し、対応する。人権啓発室においては相談窓口として、人権擁護委員、市人権担当課、山口地方法務局岩国支局を案内している。	https://www.city.yanai.jp/sosiki/21/jinkensoudan.html
34 鳴門市	平成24年9月より、男女共同参画センターとして性同一性障害についての相談も受け付けている。	・相談窓口は性同一性障害専用の相談機関ではない。 ・婦人相談員および家庭児童相談員が相談を受け付けている。 ・対象者は原則、鳴門市在住・在学・在勤の方。相談体制は電話、面談、メールがある。 ・適切な支援体制がとれるよう、相談員はLGBTIに関する研修及び有識者によるスーパービジョンに参加している。	ホームページに記載なし
35 吉野川市	2014年に、当事者との出会いからLGBTQの方々がおかれている環境や生き方を知り、周りの知識や理解の低さによる誤解や偏見で幼少期より悩みをかかえて生活をしている現状に環境整備の必要性を感じ、様々な人権課題のひとつとして行政からの取り組みを開始し、研修会や講演会を実施している中で、電話相談やコミュニティスペースの開催も2015年から実施している。	●性的マイノリティ(LGBTQ)に関する電話相談 ・日常生活で困っていること、学校や職場、就職活動での悩み、周囲へのカムフラウアウト(告白)や協力してほしいことなどに、真剣に耳を傾け一緒に考えていきます。 ・当事者や家族・パートナー・友人など、どなたでもご相談いただけます。 ・相談日は偶数月の第3土曜日・時間は13時～19時(相談無料、秘密厳守) ・面接希望者は、予約制としています。開始当初は、市内の隣保館の一室で行っていたが、現在は状況に応じて予約の際に対応しています。 ・相談員は、SAG徳島の臨床心理士(SAG徳島は性的マイノリティの支援団体です。)及び市職員(研修を受けた) 電話番号 080-3164-2230 ※電話は相談日のみつながる。 ・相談日以外は、市の開庁日・開庁時間内には人権課(人権啓発係)0883-22-2229で相談及び予約等を行っています。 ●性的マイノリティ(LGBTQ)コミュニティスペース ・当事者や家族、パートナー、友人、支援者など、どなたでも参加していただけるコミュニティスペース(交流会)や相談を行っている。 ・開催は、年に2回、性的マイノリティの支援団体の方や当事者を講師として開催している。開催日は不定(2019年度は、9月21日(土)・1月18日(土))に実施、時間は13時30分～15時30分、場所は、市内の文化交流センター2階第5研修室(参加無料・秘密厳守) ・事前予約制、定員25名	http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和元年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
36 丸亀市	人権課において、性的少数者に関する支援・啓発に取り組んでいる。その一環として、相談窓口を開設した。(常設ではない)	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の開設(年3回) 交流会の開催(年2回) 意見交換会の開催(年2回) 申込み要件は、いずれも、市内在住または、通勤・通学の方である。 	https://www.city.marugame.lg.jp/i/twinfo/i34859/
37 宇佐市	平成30年に大分県にあるLGBTIに関する団体から県へ「性的マイノリティも暮らしやすく、活気あふれる大分にするための要望書」が提出された。それに従って、研修や公的書類の不要な性別欄の削除、市民や事業者に対しての啓発、相談体制の充実などに取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではないが、人権の相談の一つとして相談があれば人権啓発・部落差別解消推進課で受ける。 市職員や市民への研修会は平成28年度以降、毎年行っている。 相談担当職員は県で主催されるLGBTIに関する研修を受けている。 	記載なし。 今年度中に記載予定。
38 国東市		<p>【福祉課・人権同和対策室・社会教育課】</p> <p>◎「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、性自認、性指向のことで相談したい方(本人に限らず、家族、友人、職場の方など)の相談を電話や面談等で受ける。</p> <p>【社会教育課】</p> <p>◎LGBTIに関する啓発・研修を、年1回は必ず行う。</p>	記載なし。
39 日置市	平成24年6月より男女共同参画の相談窓口内に「性同一性障がいについての相談窓口」というホームページを開設し、そのページ内で連絡先を掲載している。	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 相談対象者は原則、日置市在住・在学・在勤の方である。 相談体制は、電話対応および面談がある。 	http://www.city.hioki.kagoshima.jp/daniokyoudousankaku/curashi/tetsuzuki/danjo/shogai.html
40 指宿市	平成29年度より市ホームページにおいて「人権に関する相談窓口」の中でLGBT相談窓口「レインボーポータル日葵」を掲示。また、令和元年6月には、市相談窓口リーフレットを作成し、相談窓口として案内もしている。	<p>○性的指向、性自認、性同一性障害など性別に関する相談</p> <p>レインボーポータル日葵は、民間団体であり、市の相談業務委託契約等は行っており、性同一性障害の専門窓口ではないが、連携・協力を行っている。</p> <p>相談日は、特設設けていないが、月1回LGBT交流会を開催し、性的少数者同士の交流等を通じて、それぞれの悩みについて相談し合える場を設けている。</p> <p>○その他</p> <p>市のホームページには、県男女共同参画センター相談室(県民交流センター内)、鹿児島地方務局知覧支局を案内している。また、市内の人権擁護員にも引継げるよう、協力・連携を行っている。</p>	<p>レインボーポータル日葵</p> <p>https://himawarikagoibu.wixsite.com/lgbtsogi/blank-1</p> <p>市のHP</p> <p>https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/iinken/iinken/page011078.html</p>
41 浦添市	平成29年1月1日に「レインボー都市うらそえ宣言～性の多様性を認め合うまち～」を行い、平成28年度に策定した「第3次浦添市男女共同参画行動計画」の重点施策の1つに「多様な性を認め合う『レインボー都市うらそえ』の実現」を位置づけている。 平成30年5月よりLGBT電話相談を開始し、市ホームページやFacebook等で窓口の案内をしている。	<ul style="list-style-type: none"> 相談日時: 毎月第4土曜日 午前9時～12時 相談体制: 電話対応のみ(相談員はLGBT当事者) 対象: 性的マイノリティ当事者、パートナー、家族・友人や職場の方、学校の教職員、子どもの教育に関わっている方など。 相談内容: 性的マイノリティに関する相談全般。特に親子関係(親へのカミングアウト、子どもからカミングアウトされた、子どもが性的マイノリティもしくはそうではないか等)、学校生活(制服、トイレ、髪型、友達関係、カミングアウト等)、当事者の児童・生徒への対応方法等 	http://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2018110700022/

13 公認心理師について

国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るために、公認心理師法（以下「法」という。）が平成 27 年 9 月に成立・公布され、平成 29 年 9 月 15 日に全面施行された。

「公認心理師」は、名称独占の資格であり、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
 - ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
 - ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
 - ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- を行うことを業とする者である。

第 3 回公認心理師試験は本年 6 月 21 日に実施し、7 月 31 日に合格発表の予定となっている。

本日 3 月 9 日から公認心理師試験の受験申込みが始まっているが、いわゆる現任者^{*}については、法施行後 5 年間、公認心理師試験を受験できることとされている。そのための実務経験の証明については、施設の代表者等が行う必要があるので、各自治体の精神保健福祉センター、福祉事務所等の施設におかれては、現任者に対する証明の発行について、よろしくお取り計らい願いたい。

※ 法施行の際、現に法第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了し、かつ、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を 5 年以上業として行った者。
(法附則第 2 条第 2 項)

お問い合わせ先

公認心理師制度に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室
公認心理師試験の実施や受験資格等に関すること

一般財団法人日本心理研修センター（指定試験機関・指定登録機関）

公認心理師の概要

1.公認心理師制度創設の背景（公認心理師法案の提出理由）

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

※ 平成27年9月成立・公布（議員立法）、平成29年9月全面施行

2.公認心理師とは

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。【名称独占】

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3.公認心理師試験・登録

公認心理師試験：平成30年に第1回公認心理師試験を実施（毎年1回以上実施）

試験に合格後、公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。

資格登録者数：34,170人（令和元年12月末現在）（第2回試験までの合格者総数：36,438人）

※ 試験事務・登録事務については、指定試験機関及び指定登録機関である「一般財団法人日本心理研修センター」が行う。

参考：公認心理師の活躍が想定される分野と公認心理師が位置付けられている主なもの等

保健医療分野：病院（診療報酬（施設基準）、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院の要件に記載）など

福祉分野：児童相談所（児童相談所に設置する児童心理司の要件の一つとして記載）など

教育分野：学校（スクールカウンセラーの要件の一つとして記載）など

司法・犯罪分野：裁判所、刑務所、少年鑑別所、犯罪被害者支援 など

産業・労働分野：各事業所（事業者が行うストレスチェックの実施者の要件の一つとして記載）など

第3回公認心理師試験について

■受験申込：

2020年3月9日（月）～4月8日（水）

■試験日：

2020年6月21日（日）

■試験地：

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県

■試験内容：

公認心理師として必要な知識及び技能

■合格発表：

2020年7月31日（金）

■資格登録：

合格者の申請をもって、順次、公認心理師登録簿に登録される。

14 依存症対策について

(1) 依存症対策の総合的な推進について

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、平成29年度に依存症対策全国センターとして（独）国立病院機構久里浜医療センターを指定し、地域における依存症の相談対応・治療等の指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、依存症対策の情報ポータルサイトの運営等に取り組んでいる。

都道府県及び指定都市においては主に、

- ・ 依存症対策の全国拠点における指導者養成研修の受講等による人材育成
- ・ 依存症の相談拠点の設置並びに依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定
- ・ 依存症問題に取り組んでいる自助グループ等民間団体への支援などに取り組んでいただいている。

引き続き継続した取り組みをお願いするが、特に相談拠点の設置及び依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定については、早急に全都道府県及び指定都市において設置済・選定済となるよう、改めてお願いする。

また、令和2年度予算案では、

- ・ 依存症対策全国拠点機関設置運営事業（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、地域における治療等の指導者の養成、情報センターによる情報発信
 - ・ 依存症対策総合支援事業（地方自治体向け補助金）において、地域での連携による依存症患者の早期発見から早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施するモデル事業の実施
 - ・ 依存症者やその家族を対象に全国規模で支援に取り組む自助グループ等民間団体への活動支援の充実
- 等を盛り込んでいる。

各自治体におかれては、地方自治体向け補助金を積極的に御活用いただき、地域での医療・相談支援体制の整備や、人材の育成、行政・福祉・医療・司法・消費生活・民間団体などの関係機関の連携強化、民間団体支援の充実に向けて取り組んでいただきたい。

また、依存症に関する問題や課題の解決には、地域において関係機関と自助グループ等民間団体との連携が必要不可欠であることから、行政や医療機関等において地域で活動する自助グループ等民間団体との連携強化及び地域で活動する自助グループ等民間団体への活動に対する支援について、予算措置も含めて取組の強化をお願いする。なお、医療機関と民間団体の連携については、受診後の患者支援に係るモデル事業により、民間団体と連携した医療機関の効果的な支援のあり方について知見を収集し、依存症対策全国センターで開催する全国会議で活動報告を行っているた

め、依存症対策ポータルサイトを御確認いただきたい。

(2) アルコール健康障害対策について

アルコール健康障害対策については、平成 26 年 6 月に施行された、アルコール健康障害対策基本法に基づき、平成 28 年 5 月にアルコール健康障害対策推進基本計画が閣議決定され、関係省庁と連携して飲酒リスクに関する普及啓発や切れ目のない支援体制の整備などの対策を進めている。アルコール健康障害対策推進基本計画は、現在、令和 3 年度以降の第 2 期基本計画に向けた見直しを行っているところである。

11 月のアルコール関連問題啓発週間では、各自治体におかれても、フォーラム等の開催や資材の配付等引き続き効果的な啓発を行っていただくようお願いする。

(3) 薬物依存症対策について

薬物依存症対策については、平成 28 年 6 月に施行された、刑法の改正等による薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予制度に基づき、薬物依存のある保護観察対象者が、地域で必要な支援を受けられる体制の整備が進められている。

また、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画(平成 29 年 12 月閣議決定)」の中で、再犯率の高い薬物依存症者対策への取組として、薬物依存症治療の専門医療機関及び相談支援窓口の充実、医療・福祉関係者の人材育成、民間団体の活動支援の充実などが掲げられている。

さらに、平成 30 年 8 月に「第五次薬物乱用防止 5 か年戦略」が決定され、薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止が目標として掲げられたところである。

上記のとおり、近年、薬物依存症対策を巡る環境は大きく変化してきており、部局を超えた取組が求められていることを踏まえ、再犯防止の取りまとめ部局、薬務関係部局、医療機関、保護観察所、保護司、薬物依存症者やその家族を支援する自助グループ、回復施設等の民間団体をはじめとする関係機関とも連携の上、薬物依存症対策の推進に向けて御尽力をお願いしたい。

(4) ギャンブル等依存症対策について

平成 30 年 7 月、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、ギャンブル等依存症対策基本法が成立し、平成 31 年 4 月にはギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定された。

各自治体におかれては、内閣官房のギャンブル等依存症対策推進本部のホームページを適宜御確認いただき、同法で定められた「ギャンブル等依

存症問題啓発週間（5月14日～20日）」に合わせた普及啓発や民間団体への支援のほか、特に、令和2年度までには全都道府県・指定都市においてギャンブル等依存症の相談拠点の設置・専門医療機関及び治療拠点機関の選定、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置について、より一層の御尽力をお願いしたい。

（５）ゲーム依存症について

令和元年5月に、WHO総会において、国際疾病分類（ICD-11）が改定され、ゲーム依存症が精神疾患として位置づけられた。

依存症対策全国センターである国立病院機構久里浜医療センターにおいては、平成31年2月に実施した「ネット・ゲーム使用と生活習慣についての予備調査」の結果を令和元年11月に公表し、政府においても、関係省庁やゲームの供給を行っている企業を含む関係団体との協議の場として、令和2年2月にゲーム依存症対策関係者連絡会議を開催し、課題や対策等について情報共有を行ったところ。

各自治体におかれても、引き続き精神保健福祉センター等における相談支援に取り組んでいただきたい。

（６）依存症に関する普及啓発について

厚生労働省では、依存症に対する誤解や偏見をなくし、適切な治療や支援につなげることを目的に、依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、リーフレットの作成や著名人によるイベントやシンポジウムの開催等、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている。

令和元年度は、仙台（令和元年11月4日）・福岡（令和2年1月26日）・東京（令和2年3月1日）で普及啓発イベントを実施した。また、特設ページとSNS（Twitter）で依存症に関する正しい知識を啓発するマンガや動画等の情報発信を行うとともに、依存症の理解を深めるためのシンポジウム（令和2年3月15日）を文部科学省と共催で開催することとしている。

各自治体におかれても、こうした取組を参考としつつ、地域でも依存症に関する普及啓発活動に積極的に取り組まれるよう、お願いする。

【依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設ページ】

<https://izonsho.mhlw.go.jp/>

依存症対策について

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、依存症に関連する法律の施行や計画の策定がなされており、依存症対策の充実の必要性、社会的・国民的関心が高まっている。

(近年の主な動き)

- ・平成28年5月 アルコール健康障害対策推進基本計画の策定
- ・平成29年12月 再犯防止推進計画の策定
- ・平成30年8月 第五次薬物乱用防止5か年戦略 決定
- ・平成31年4月 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定
- ・現在 アルコール健康障害対策推進基本計画の改定作業中

- 都道府県・指定都市においては、特に以下2点についてお願いしたい。

①相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置・選定

未設置の自治体におかれては、令和2年度までには全都道府県・指定都市で設置済・選定済となるよう、早急な検討をお願いする。

②ギャンブル等依存症対策における包括的な連携協力体制の構築

地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置をお願いする。

- 厚生労働省においても、財政的・技術的支援を通じて、依存症対策の強化を図っていく。

アルコール健康障害対策推進基本計画の検討スケジュール (案)



第1期アルコール健康障害対策推進基本計画 (2016年5月～2021年3月)

第2期

アルコール健康障害対策関係者会議

- パブコメ
- 改定案の閣議決定 等

- 委員からの発表、外部ヒアリングの実施
 - ・現状の認識
 - ・これまでの取組の課題
 - ・新たな課題

- 第2期計画の具体的な内容について議論

改定案とりまとめ

【アルコール健康障害対策基本法 (抜粋)】 (2014年6月施行)

第12条 1～3 (略)

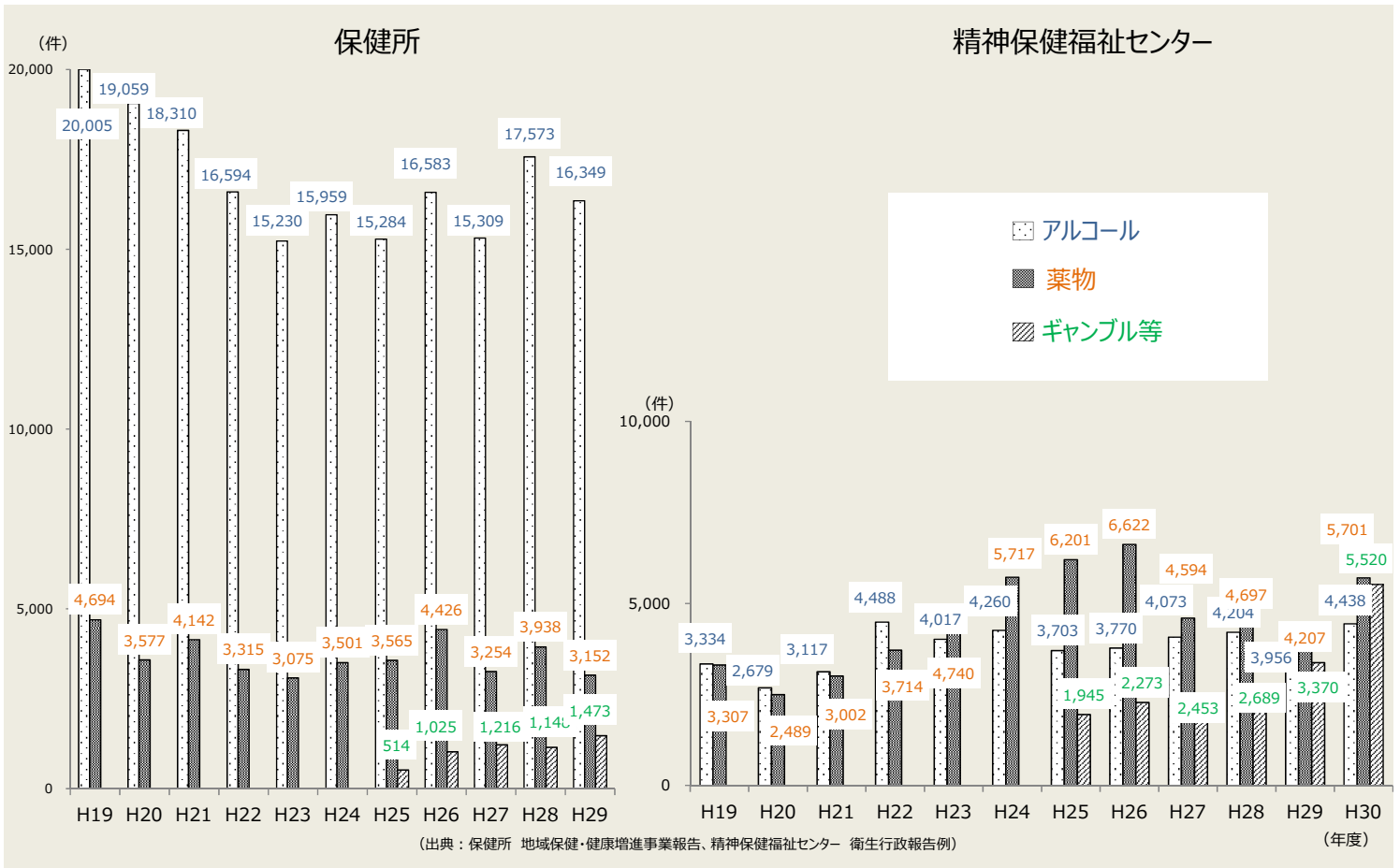
4 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 アルコール健康障害対策推進基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

○附則 (検討)

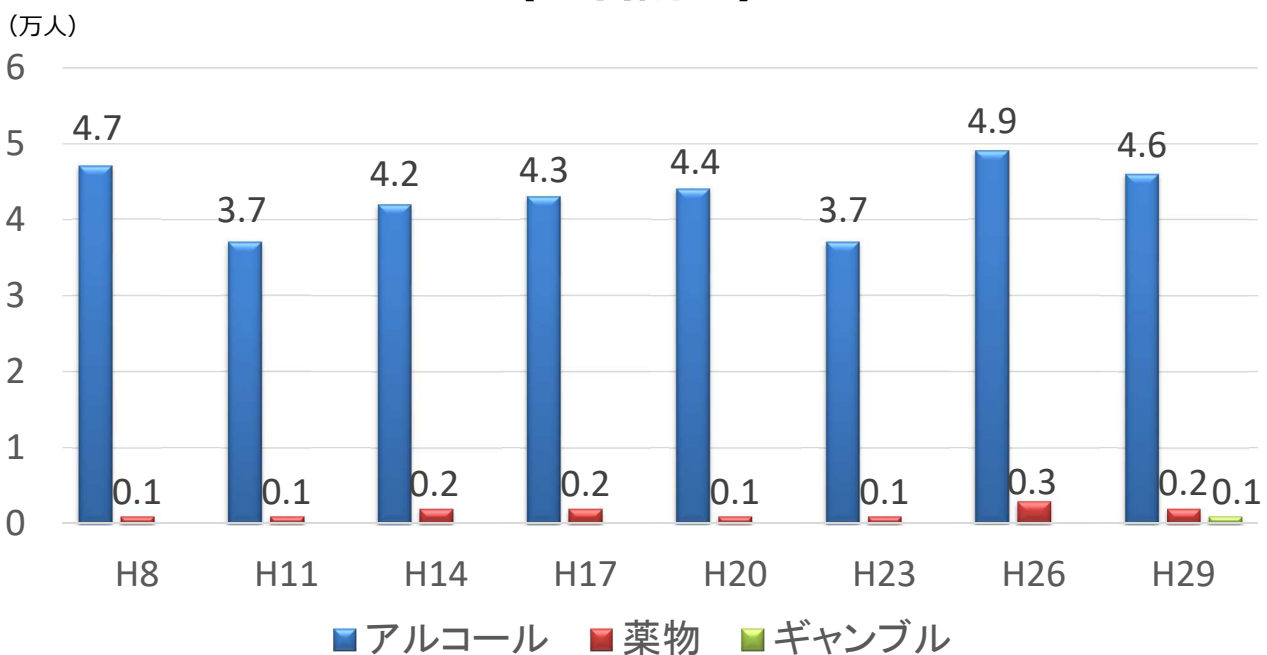
第2条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

アルコール、薬物、ギャンブル等に関する相談件数



※H22年度の調査では宮城県のうち仙台市以外の保健所、精神保健福祉センターは含まれていない。 ※ギャンブルに関する相談件数は平成25年度調査より把握している。

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の総患者数 (患者調査)



(出典：患者調査) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている
H26年までギャンブル等依存症は500人未満

近年の依存症患者数の推移（NDB）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
アルコール 依存症	外来患者数	92,054	94,217	95,579	102,148
	(入院患者数)	(25,548)	(25,654)	(25,606)	(27,802)
薬物依存症	外来患者数	6,636	6,321	6,458	10,746
	(入院患者数)	(1,689)	(1,437)	(1,431)	(2,416)
ギャンブル 等依存症	外来患者数	2,019	2,652	2,929	3,499
	(入院患者数)	(205)	(243)	(261)	(280)

※外来：1回以上、精神科を受診した者の数

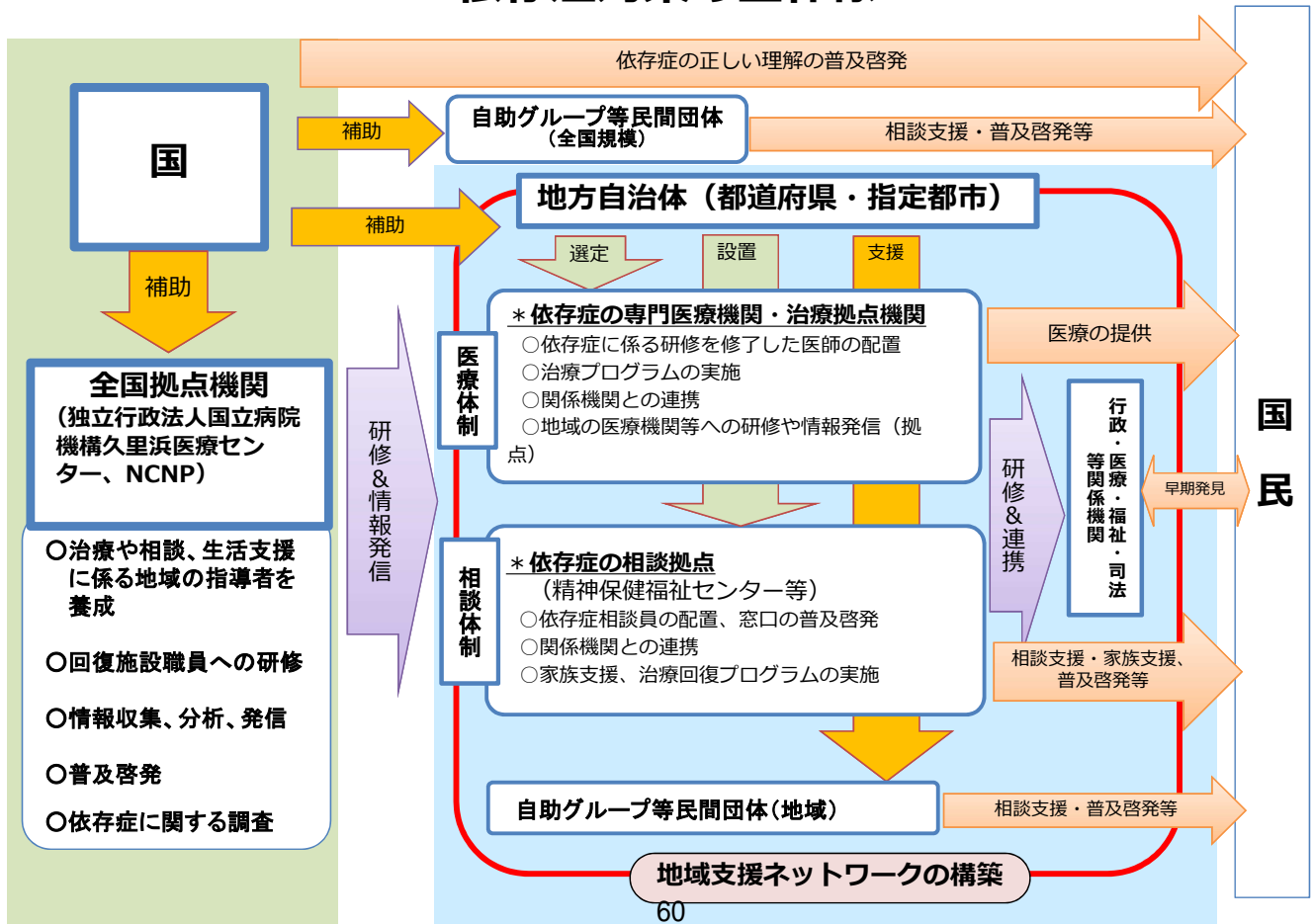
※入院：依存症を理由に精神病床に入院している者の数

※1年間に外来受診と精神病床入院の両方に該当した同一患者は、上記の外来と入院の両方の数に計上

※出典：精神保健福祉資料：<https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/>

都道府県ごとのデータも把握可能。

依存症対策の全体像



依存症対策の推進にかかる 令和2年度予算案

<令和元年度予算>
8.1億円
+地域生活支援事業等
495億円の内数

<令和2年度予算案>
9.3億円 (+1.3億円)
+地域生活支援事業等
505億円の内数

依存症に関する普及啓発の実施

0.9億円 → 0.8億円

依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

地域における依存症の支援体制の整備

5.1億円 → 5.1億円

都道府県・指定都市等において、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等による医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等と精神科救急医療施設等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

0.8億円 → 1.1億円

依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）において、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等における指導者の養成やゲーム障害に対応できる人材の養成等を実施するための体制や機能を強化する。

依存症民間団体支援

0.3億円 → 0.4億円

依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援を拡充する。

アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援

地域生活支援促進事業等
495億円の内数 → 地域生活支援促進事業等
505億円の内数

地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

依存症に関する調査研究事業

0.9億円 → 2.0億円

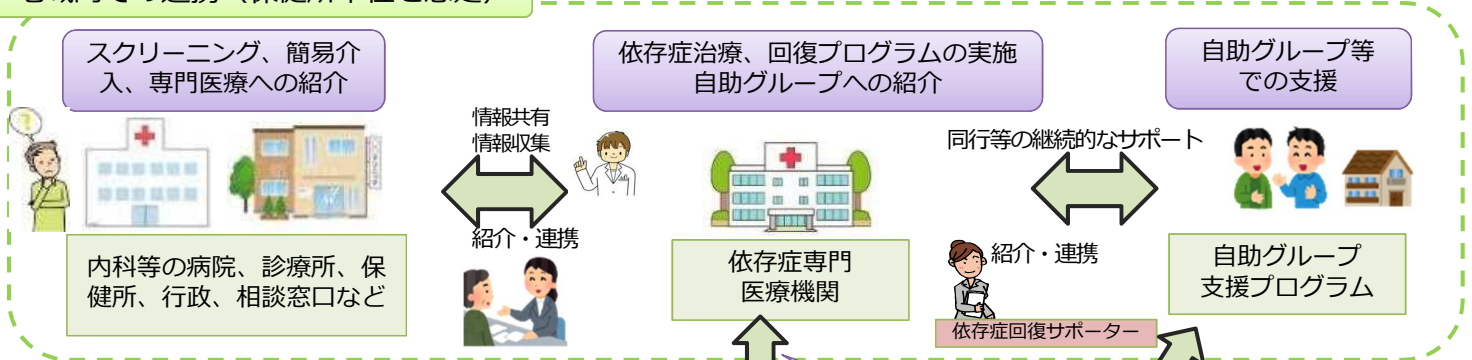
依存症の実態解明等に関する調査に加え、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいた実態調査を実施する。

地域連携等による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業

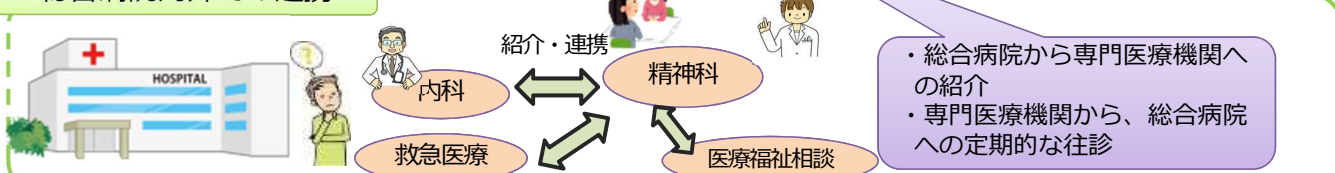
依存症対策においては、関係機関の連携不足等により依存症患者や家族が治療や支援につながらないことが課題であり、地域の関係機関の連携や総合病院内での診療科連携等を促進することにより、依存症患者を早期に発見し、適切な治療、支援に確実に結び付けることが重要である。

このため、地域連携等による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートに至る一貫した形でのモデル事業を創設し、全国的な展開にむけた事例の収集や課題の抽出を行う。

地域内での連携（保健所単位を想定）



総合病院内外での連携



○補助率：10/10

○補助対象：一連の対応に係る費用（スクリーニング等）、関係機関（部署）による情報共有に係る費用（会議等）、情報共有・収集やニーズ把握を行うリエゾンに係る費用（人件費等）、連携促進に要する費用（移動費等）、自助グループへの同行等の継続的なサポートに係る費用、同サポートに対する研修費用 等

依存症の推計値

○ アルコール依存症が疑われる者※1の推計値

(過去1年間):0.5% (約57万人)

(生涯経験):1.0% (約107万人)

※1 国際疾病分類第10版(ICD-10)のアルコール依存症候群の診断基準の6項目の質問中、3項目以上が該当する場合にアルコール依存症の疑いありとされる。

(出典) 厚生労働科学研究「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究 2013～2015年度」より

○ ギャンブル等依存が疑われる者※2の推計値

(過去1年間):0.8% (約70万人)

(生涯経験):3.6% (約320万人)

※2 SOGS(The South Oaks Gambling Screen。世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト)における12項目(20点満点)の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存の疑いありとされる。

(出典) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究 2016～2018年度」より

アルコール健康障害対策推進基本計画 (H28-R2)

○アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備のために、**全ての都道府県において、**

①**地域における相談拠点**

②**アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関が、それぞれ1箇所以上定められること**を目標として設定する。

再犯防止推進計画 (H30-R4)

ア 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大

厚生労働省は、薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であるため、治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在することを踏まえ、**薬物依存症を含む依存症治療の専門医療機関の更なる充実を図る**とともに、一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進する。【厚生労働省】

イ 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要であることを踏まえ、**全国の精神保健福祉センター等に、薬物依存症を含む依存症対策の専門員である依存症相談員を配置するなど、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る**。【厚生労働省】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 (R1-R3)

厚生労働省は、以下の取組を推進。

○平成32年度中を目途に、**全都道府県・政令指定都市に相談拠点を整備**。

○平成32年度までを目途に、**全都道府県・政令指定都市において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備**。

アルコール健康障害に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は52自治体、専門医療機関は45自治体（拠点32自治体）で設置（R1.12.31時点）
- ・令和元年度内に、相談拠点56自治体、専門医療機関51自治体（拠点42自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県			
宮城県	R1	○	○
秋田県	R2		
山形県	R2	R1	
福島県	R2	R2	
茨城県	○	○	R1
栃木県	R2	R2	R2
群馬県	○	R2	R2
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	R2	R2
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	R1	R1
福井県	R2	R2	R2
山梨県	○	○	R1
長野県	○	R1	R1
岐阜県	R2	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○保	○	○
三重県	○保	○	○
滋賀県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	保	R1	R2
和歌山県	○	R1	R1
鳥取県	○保医	○	○
島根県		○	○
岡山県	○	○	○
広島県	保	○	○
山口県	○	○	R1
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	
福岡県	○	○	R1
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	R2	
熊本県	○	R1	R2
大分県	○	○	R1
宮崎県	○	R2	R2
鹿児島県	○	R2	R2
沖縄県	R2	○	
設置都道府県数	37	31	22
R1内	+1	+6	+8

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○区	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	R1		R1
横浜市	R1	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市		○	
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	R2		
北九州市	区	○	
福岡市	○	○	R1
熊本市	R1	R2	
設置政令市数	15	14	10
R1内	+3	±0	+2
	相談拠点	医療機関	拠点
計	52	45	32
(R1内)	(56)	(51)	(42)
(R2内)	(64)	(60)	(50)

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関、区は区役所
 ※R1は令和元年度内予定、R2は令和2年度内予定

薬物依存症に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は43自治体、専門医療機関は35自治体（拠点医療機関24自治体）で設置（R1.12.31時点）
- ・令和元年度内に、相談拠点50自治体、専門医療機関42自治体（拠点33自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	R1	○	○
青森県	R2		
岩手県			
宮城県	R1	○	○
秋田県	R2		
山形県	R2	R1	
福島県	R2	R2	
茨城県	R1	R1	R1
栃木県	R2	R2	R2
群馬県	○	R2	R2
埼玉県	○	○	○
千葉県	○		
東京都	○	R2	R2
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	R1	R1
石川県	○	R1	R1
福井県	R2		
山梨県	○	R1	
長野県	○	R2	R2
岐阜県	R2	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	R2	○	R2
三重県	○保	R2	R2
滋賀県	R2	R2	R2

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	R1		
和歌山県	○		
鳥取県	○保医	○	○
島根県		○	
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	R1
徳島県	○	○	R1
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	R1
高知県	○		
福岡県	○	○	R1
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○		
熊本県	○	R2	R2
大分県	○	R1	R2
宮崎県	○	R2	R2
鹿児島県	○	R2	R2
沖縄県	R2	○	
設置都道府県数	30	22	14
R1内	+4	+6	+7

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	R2	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	R1	R1	R1
横浜市	R1	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市		○	
静岡市			
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	R2		
北九州市	○		
福岡市	○	○	R1
熊本市	R1		
設置政令市数	13	13	10
R1内	+3	+1	+2
	相談拠点	医療機関	拠点
計	43	35	24
(R1内)	(50)	(42)	(33)
(R2内)	(62)	(52)	(44)

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関
 ※R1は令和元年度内予定、R2は令和2年度内予定

ギャンブル等依存症に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は46自治体、専門医療機関は36自治体（拠点医療機関27自治体）で設置（R1.12.31時点）
- ・令和元年度内に、相談拠点53自治体、専門医療機関44自治体（拠点37自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	政令市	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	R1	○	○	京都府	○	○		札幌市	○	○	○
青森県	R2			大阪府	○保	○	○	仙台市	R2	○	○
岩手県				兵庫県	○	○	○	さいたま市	○	○	○
宮城県	R1	○	○	奈良県	R1			千葉市	R1		R1
秋田県				和歌山県	○	R1	R1	横浜市	R1	○	○
山形県	R2	R1		鳥取県	○保	R2	R2	川崎市	○		
福島県	R2	R2		島根県	○	○	○	相模原市	○	○	○
茨城県	R2	R1	R1	岡山県	○	○	○	新潟市		○	○
栃木県	R2	R2	R2	広島県	○	○	○	静岡市	○		
群馬県	○	R2	R2	山口県	○	○	R1	浜松市	○		
埼玉県	○	○	○	徳島県	○	○	○	名古屋市	○	○	○
千葉県	○	○	○	香川県	○	○	○	京都市	○	○	○
東京都	○	R2	R2	愛媛県	○	○	R1	大阪市	○	○	○
神奈川県	○	○	○	高知県	○			堺市	○	○	○
新潟県		○	○	福岡県	○	○	R1	神戸市	○	○	○
富山県	○	R1	R1	佐賀県	○医	○	○	岡山市	○	○	○
石川県	○	R1	R1	長崎県	○	R1	R1	広島市	R2		
福井県	R2			熊本県	○	R2	R2	北九州市	○	○	
山梨県	○	R1		大分県	○	R1	R2	福岡市	○	○	R1
長野県	○	R2	R2	宮崎県	○	R2	R2	熊本市	R1		
岐阜県	R2	○	○	鹿児島県	○	R2	R2				
静岡県	○	○	○	沖縄県	R2	○					
愛知県	○	○	R2								
三重県	○保	R2	R2	設置都道府県数	32	22	16	設置政令市数	14	14	11
滋賀県	R2	R2	R2	R1内	+3	+8	+8	R1内	+3	±0	+2

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関
 ※R1は令和元年度内予定、R2は令和2年度内予定

	相談拠点	医療機関	拠点
合計	46	36	27
(R1内)	(52)	(44)	(37)
(R2内)	(63)	(55)	(49)

依存症の治療・相談対応指導者養成研修

- 依存症に関する研修について、昨年度は383名、今年度は12月までに432名実施
- 今後、相談拠点、専門医療機関の未設置の自治体については優先的に枠を確保予定

2019年度				医師	看護師	精神保健福祉士 社会福祉士	心理職	作業療 法士	保健師	精神保健福 祉相談員	その他	合計
7/29~31	東京	薬物	治療 相談	15 1	17 0	9 13	4 9	6 1	1 5	0 3	0 4	52 36
9/5~6	東京	アルコール	治療 相談	29 0	24 0	14 12	8 7	5 3	1 14	0 3	1 7	82 46
8/22~23	横浜	ギャンブル	治療 相談	21 0	13 0	11 17	11 5	5 1	0 9	0 4	2 3	63 39
12/12~13	横浜	ギャンブル	治療 相談	31 1	14 2	14 15	11 8	4 2	0 6	0 1	0 5	74 40
2/12~13	佐賀	アルコール	治療 相談									
2/13~14	佐賀	薬物	治療 相談									
2018年度				医師	看護師	精神保健福祉士 社会福祉士	心理職	作業療 法士	保健師	精神保健福 祉相談員	その他	合計
7/23~25	東京	薬物	治療 相談	16 0	15 1	12 4	7 7	4 1	1 8	0 0	2 2	57 23
10/3~5	横浜	アルコール	治療 相談	27 0	34 3	23 8	8 7	6 0	0 13	0 3	1 4	99 38
12/5~7	横浜	ギャンブル	治療 相談	51 1	26 2	24 17	14 12	5 0	1 7	0 3	1 2	122 44
2017年度				医師	看護師	精神保健福祉士 社会福祉士	心理職	作業療 法士	保健師	精神保健福 祉相談員	その他	合計
2/28~3/2	東京	アルコール・ 薬物・ ギャンブル	治療 相談	51 2	22 2	29 25	3 10	3 2	1 22	0 4	1 5	110 72

※2017年度はアルコール・薬物・ギャンブルの3依存症を合同で実施 64※数値は修了証書発行数

地域における研修の充実について

- 依存症については、関係機関においてその研修等のニーズが高くなっている。
- 治療・相談対応指導者養成研修の修了者の情報について都道府県等と共有し、関係機関における研修等で修了者が御活躍いただくことを想定。
- 都道府県等から協力要請があれば、積極的な協力をお願いしたい。

○ギャンブル等依存症対策推進基本計画

IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21 条関係

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第20 条関係

(3) 対策

○都道府県・政令指定都市に対して、平成31 年度中に、地域の実情等を踏まえ、上記関係機関 **(※)の職員に対する依存症対策総合支援事業における依存症支援者研修の実施や関係機関主催の研修への講師派遣の協力等**を通じて、知識・対応能力の向上や連携の促進を図る旨、通知を发出する。

※依存症専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等

依存症に関する問題に取り組む民間団体支援

全国規模で活動する民間団体

支援

依存症民間団体支援事業

令和2 年度予算要求 0.5億千円 (0.3億円)

- 全国規模で依存症問題に取り組む民間団体が実施する依存症対策を推進
- 国から民間団体への支援。補助率 **10 / 10**
- 支援例
 - ・必要な人材を養成するための研修
 - ・依存症に関する普及啓発等の活動 等
- 平成30年度は、8 団体の事業を採択
令和元年度は、12団体の事業を採択

地域で活動する民間団体

支援

依存症に関する問題に取り組む民間団体事業

令和2 年度予算要求 地域生活支援事業571億円の内数

- 地域で依存症問題に取り組む民間団体が実施する依存症対策を推進
- 地方自治体から団体への支援（うち国が1/2補助）
- 補助対象例
 - (1) ミーティング活動
依存症者やその家族が悩みを共有することや情報交換ができる交流活動。（会場提供など）
 - (2) 情報提供
依存症を抱える者やその家族の問題解決に資する情報提供。（リーフレット作成経費など）
 - (3) 普及啓発活動
依存症に関する普及啓発活動。（刊行物発行に要する費用援助など）
 - (4) 相談活動
依存症に関する問題の相談を受ける活動。（会場提供や相談専門家への謝金など）

※補助額の上限額を設定したり、事業費の1/2のみ補助（団体が1/2負担）とする自治体も見られるが、より支援を推進することが望ましい。

ゲーム依存症について

- ゲーム依存症は、持続的、反復的にゲームをすることにより、
 - ・ゲームに関する行動（頻度、開始・終了時間、強度など）がコントロールできない
 - ・ゲーム優先の生活となり、それ以外の楽しみや日常活動に使う時間が減る
 - ・健康、家庭、学業や職場で明らかな問題が起きているにもかかわらずゲームがやめられない
- 等が特徴的な症状であり、社会生活や日常生活に重大な支障をもたらすものである。

国際疾病分類第11版「ICD-11」（ゲーム障害） ※2019年5月28日のWHO総会の本会議で正式決定

第6章 精神、行動又は神経発達障害

↳ 物質使用及び行動嗜癖による障害

↳ 行動嗜癖による障害

↳ 6C51 ゲーム障害

- ゲーム障害は、オンライン（インターネット上）またはオフラインの持続的または反復的なゲーム行動（「デジタルゲーム」または「ビデオゲーム」）のパターンによって特徴付けられ、
 - 1) ゲームのコントロール障害（開始、頻度、強度、時間、終了、前後関係）。
 - 2) ゲームが他の生活上の関心および日常活動よりも優先される程度にゲームの優先度が高まること。
 - 3) ネガティブな結果が生じているにもかかわらず、ゲームを続けるまたはエスカレートさせること。
- その行動パターンは、個人的、家庭的、社会的、学業、仕事または生活機能における他の重要な領域に重大な支障をもたらすほどの重症度である。
- ゲーム行動のパターンは、連続的または一時的かつ反復的であり得る。診断を割り当てるためには、通常12ヶ月以上、ゲーム行動およびその他の特徴が明らかであることを要するが、すべての診断項目が満たされ、症状が重度であれば、必要な期間が短縮される可能性もある。

ゲーム障害に関する実態調査について

調査の概要

- 2019年1月から3月にかけて久里浜医療センターにおいて実施されたアンケート調査の結果が取りまとめられたもの
- 若年層におけるゲーム使用の実態や、ゲーム使用が日常生活等に与える影響などについて把握
 - ・実施主体：国立病院機構久里浜医療センター
 - ・調査名「ネット・ゲーム使用と生活習慣についてのアンケート」（厚生労働省の補助事業）
 - ・調査回答者数：全国の10～29歳の5,096名

主な調査結果

- 過去12ヶ月間に、85.0%（男性92.6%、女性77.4%）がゲームをしていた。
- ゲームをする機器は、男女とも「スマートフォン」（80.7%）が最も多く、次いで「据え置き型ゲーム」（48.3%）であった。
- ゲームをする場所は、男女とも「自宅」（97.6%）が最も多く、次いで「移動中」（32.5%）であった。
- 平日における1日当たりのゲーム時間は、
 - ・男性では、「1時間未満」が26.0%、「1時間以上2時間未満」が30.4%、「2時間以上3時間未満」が18.9%、「3時間以上」が24.6%（うち「6時間以上」は3.7%）
 - ・女性では、「1時間未満」が57.1%、「1時間以上2時間未満」が23.1%、「2時間以上3時間未満」が9.3%、「3時間以上」が10.4%（うち「6時間以上」は1.6%）
- ゲーム時間が長くなるにしたがって、以下の項目で「はい」と回答した割合が高い傾向がみられた。
 - ・「ゲームを止めなければいけない時に、しばしばゲームを止められませんでしたか。」
 - ・「ゲームのために、スポーツ、趣味、友達や親せきと会うなどといった大切な活動に対する興味が著しく下がったと思いますか。」
 - ・「ゲームのために、学業に悪影響がでたり、仕事を危うくしたり失ったりしても、ゲームを続けましたか。」

令和元年度（2019年度） 依存症の理解を深めるための普及啓発

- アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症は、適切な治療とその後の支援によって、回復可能な疾患。
- その一方で、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症への偏見、差別もあり、依存症の方やその家族が適切な治療や支援に結びついていないという課題がある。
- こうした課題の解決に向けての取組として、イベントやSNSをはじめとする各種媒体で情報発信を進める。

□ 依存症の理解を深めるための普及啓発事業

① 依存症の理解を深めるための普及啓発イベント

(仙台・福岡イベント)

日時：2019年11月4日（振休・祝） 場所：AER（アエル）2Fアトリウム（仙台市）
2020年1月26日（日） 場所：福岡三越 ライオン広場（福岡市）

出演者：高知東生（俳優）、神宿（原宿発アイドル）、依存症理解啓発サポーター 古坂大魔王、
松本俊彦（N C N P）、田中紀子（公社ギャンブル依存症問題を考える会）他

(東京イベント)

日時：2020年3月1日（日） 場所：神田明神ホール（東京都千代田区）

出演者：高知東生（俳優）、森重樹一（ZIGGY）、杉田あきひろ（第9代目うたのおにいさん）、
神宿（原宿発アイドル）、松本俊彦（N C N P）、田中紀子（公社ギャンブル依存症問題を考える会）他

② 特設WEBサイト、SNSを活用した情報発信

- ◆ 特設WEBサイト(厚労省依存症対策HPよりアクセス可) を開設し、イベント開催、マンガ、動画等により依存症に関する正しい知識を啓発。Twitter：依存症なび(<https://twitter.com/izonshonavi>)
- ◆ コンテンツ配信：依存症に関する正しい理解の促進のためのマンガ、動画を特設WEBサイトで配信。

■ 依存症啓発漫画
三森みささんが、依存症をテーマにした啓発内容の漫画を制作。



■ 依存症啓発動画
YouTuberとしても活躍するお笑い芸人（せやろがいおじさん）が「依存症に対する偏見について物申す」動画を制作。



特設WEBサイト

③ 依存症の理解を深めるための普及啓発シンポジウム

日時：2020年3月15日（日） 13:00 ~ 17:00 場所：日本橋ホール（東京都中央区）

□ その他

依存症の理解を深めるための普及啓発リーフレット

相談窓口として、各種民間団体（自助グループ・支援団体）の連絡先を掲載。

依存症対策ポータルサイト (<https://www.ncasa-japan.jp/>)



迷いから、決断、
そして回復までの道のりを
包括的に支援する社会へ

トピックス トピックス一覧

- 2019/11/27 ゲーム使用状況等に関する全国調査の結果が出ました。
- 2019/11/12 依存症回復施設職員研修情報を更新しました。
- 2019/10/24 全国依存症等関係者研修情報を更新しました。
- 2019/6/14 依存症の理解を深めるための漫画『だらしのない夫じゃなくて依存症でした』をご覧ください。
- 2019/5/15 ギャンブル・ゲーム依存研修会のお知らせです。

全国の相談窓口・医療機関を探す >

支援者の皆様へ >

依存症啓発漫画



依存症に気づく >
あなた、あなたの大切な人は大丈夫？どんなサインや症状があるのでしょうか

理解したい >
なぜやめられない？回復できる？依存症とはどんな病気でしょう

気づいたらどうする？ >
「もしかして？」と思ったら、最寄りの相談・医療施設に相談してみませんか

アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

基本理念

- 発生・進行・再発の各段階での防止対策／当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援
- アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮

基本的な方向性

- 正しい知識の普及 及び 不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

基本計画で取り組むべき重点課題

(計画対象期間：平成28年度から平成32年度まで)

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- (1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発
※未成年者、妊産婦、若い世代
- (2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

- アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

- (1)アルコール健康障害への早期介入
- (2)地域における相談拠点の明確化
- (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進
- (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

基本的施策

①教育の振興等

②不適切な飲酒の誘引の防止

③健康診断及び保健指導

④アルコール健康障害に係る医療の充実等

⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

⑥相談支援等

⑦社会復帰の支援

⑧民間団体の活動に対する支援

⑨人材の確保等

⑩調査研究の推進等

その他推進体制等

関連施策との有機的な連携

都道府県における都道府県推進計画の策定

基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管

実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討

再犯防止推進計画(薬物依存症関連抜粋)

概要

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第7条第1項の規定に基づき平成29年12月に策定。
- 同法同条第6項において、「少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなくてはならない」と規定されていることから、計画期間は、平成30年度から34年度末までの5年間とされている。

薬物依存症関連の主な施策	関係省庁
海外の事例を参考にしつつ、薬物事犯者の再犯防止に効果的な方策を検討。	法務省、厚生労働省
薬物依存症治療の専門医療機関の充実と一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進。	厚生労働省
依存症相談員を配置するなど、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実。	厚生労働省
就労と住居の一体的支援活動を行う民間団体の活動の援助など、自助グループを含めた民間団体の活動支援の充実。	厚生労働省
一般国民への講習会の開催等を通じ、薬物依存症者やその親族等の意識・知識の向上を図る。	厚生労働省
薬物依存症者の治療・支援等を行う関係機関の職員等による連絡協議会等を開催し、地域における課題の共有と対応方法の検討など、連携強化を図る。	警察庁、法務省、厚生労働省
薬物依存症治療の診療報酬上の評価の在り方について検討。	厚生労働省
薬物依存症に関する知見を有する、「医師、看護師等の医療関係者」、「精神保健福祉士及び社会福祉士」、「公認心理師」、「地域において生活支援を担う者」の育成。	厚生労働省

戦略策定に向けた3つの視点

- ・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策
- ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応
- ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜学校における薬物乱用防止教育＞

- 関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
- 指導者に対する研修会等による資質向上

＜関係機関等との連携、海外渡航者への広報＞

- 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- 大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

＜広報・啓発の強化＞

- 科学的知見を広報・啓発資料へ反映
- 危険性等を強く印象付けられる画像等の利用

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜医療提供体制の強化＞

- 認知行動療法等の専門医療機関の充実
- 薬物依存症治療の従事者への研修

＜社会復帰のための指導・支援＞

- 刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
- 依存症相談員を配置した相談拠点の設置

＜研究の推進＞

- 薬物乱用実態の研究の推進
- 治療回復プログラム等の効果検証

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜捜査基盤の整備と連携強化＞

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化潜在化する密売事犯等への対応＞

- サイバー・パトロール等による情報収集強化
- 向精神薬悪用事例等への対応

＜未規制物質等の情報収集と迅速な規制＞

- 高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
- 関係機関間での迅速な情報共有

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜密輸等の情報収集・取締体制の強化＞

- 国内外関係機関と連携した早期の情報入手
- 取締りに必要な資機材の整備

＜水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底＞

- コントロールド・デリバリー捜査の活用
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜訪日外国人に対する広報啓発＞

- 多言語での発信による広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域の薬物乱用実態等の把握＞

- インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
- 国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

＜国際的な取締体制の構築＞

- 国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
- 職員の派遣等を通じた協力体制の構築

＜国際会議・国際枠組への積極的な参画＞

- アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

第五次薬物乱用防止五か年戦略(障害保健福祉部関連抜粋)

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 薬物乱用者が社会復帰し、薬物の再乱用を防止するためには、認知行動療法等を中心とした薬物依存症の適切な治療と社会復帰に向けた効果的な指導・支援の両輪により対策を講じる必要がある。
- 薬物乱用は犯罪行為であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要がある。
- 薬物依存の治療及び薬物乱用者の社会復帰支援には、関係省庁間での連携を密にすることは当然であるが、民間団体との連携や薬物問題に悩む家族へのきめ細やかな支援が重要であることを理解し、効果検証等を通じて、より一層効果的な再乱用防止対策を推進する必要がある。

主なテーマ	主な具体的施策
薬物依存症者等への医療提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定の推進と、治療・回復プログラムのさらなる充実・普及を図る。 ・薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性向上のための研修や精神科以外の医療機関に勤務する医療従事者の対応力向上や潜在的な薬物依存症者の早期発見、早期対応に資するための研修の充実を図る。
地域社会における本人・家族等への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。 ・薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動を促進するための取組の充実を図る。 ・薬物依存症の相談支援に当たる職員や依存症者の生活支援に当たる者に対する研修の充実を図る。 ・法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図る。 ・地域における薬物依存症者を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各地域での薬物依存症に関する課題を共有・協議する等し、連携強化を図る。
薬物依存症に関する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存症の正しい知識と理解について広く国民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。
薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症に関する調査研究事業において、依存症対策全国拠点機関が実施する全国の医療・相談支援体制の整備に資する依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を行う。 ・厚生労働科学研究「刑の執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する政策研究」(平成28-30年度)等の研究を推進する。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】(第二章 取り組むべき具体的施策は、厚生労働省実施分を抜粋)

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状	<ul style="list-style-type: none"> 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果） 			
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等	<ul style="list-style-type: none"> 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮 			
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間） 基本的な考え方 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進</td> <td>多機関の連携・協力による総合的な取組の推進</td> <td>重層的かつ多段階的な取組の推進</td> </tr> </table> 	PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な取組の推進
PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な取組の推進		
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進 			

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）【厚生労働省実施分を抜粋】

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係	
広告宣伝の在り方	アクセス制限・施設内の取組
相談・治療につなげる取組	依存症対策の体制整備
※関係事業者等が実施	
II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途） ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途） 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）
III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
<ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～） 産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～） 	
IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係	
連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における包括的な連携協力体制の構築 （専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医師臨床研修の見直し等 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成
V 調査研究：基本法第22条関係	
<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～） 	
VI 実態調査：基本法第23条関係	
<ul style="list-style-type: none"> 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度） ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～） 	
VII 多重債務問題等への取組	
※主に金融庁、警察庁が実施	

各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築



- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発

31年度中～

連携協力体制の構築の推進

32～33年度

早期発見・早期介入・早期支援のための連携・対応マニュアルの作成に向けた調査研究

（掲載者庁イラスト集より）

ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について（令和元年9月17日付け障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）を全都道府県知事及び指定都市長宛てに発出し、各地域の包括的な連携協力体制の構築に向けた取り組みの推進を依頼

令和元年12月20日

令和2年度精神・障害保健課 予算案の概要

厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課

障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2,501億円(2,358億円)

1. 自立支援医療

2,446億円(2,301億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神障害者のための精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(交付先)

- ・ 精神通院医療：都道府県、指定都市
- ・ 更生医療：市町村
- ・ 育成医療：市町村

(負担率)

- ・ 精神通院医療：国 50/100、都道府県・指定都市 50/100
- ・ 更生医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100
- ・ 育成医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100

2. 措置入院

52億円(54億円)

精神保健福祉法の規定により、都道府県知事又は指定都市市長が入院させた精神障害者の入院に要する費用を負担する。

(交付先) 都道府県・指定都市 (負担率) 3/4

3. 医療保護入院

2.7億円(3.1億円)

琉球政府の負担において精神障害の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害の医療を受けた場合における医療費を補助する。

(補助先) 沖縄県 (補助率) 8/10

地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

216億円（214億円）

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

（一部新規）

6.4億円（5.7億円）

うち地域生活支援事業等5.3億円

社会福祉施設等施設整備事業174億円の内数

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的としたフォーラムの開催等の普及啓発事業を実施する。

また、新たに構築推進サポーターによる医療機関等への支援や休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するための精神医療相談窓口を設置するとともに、精神保健福祉士等を精神科病院等に配置し、精神障害者の一般住宅での継続的な地域生活を支援するためのモデル事業を実施することにより、更なる取組の推進を図る。

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

事業を実施する障害保健福祉圏域ごとに「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置する。

② 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備を行う。

③ ピアサポートの活用に係る事業

精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポートの活用を推進するための体制整備を行う。

- ④ アウトリーチ支援に係る事業
精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援を行い、支援対象者及びその家族等の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備を行う。
- ⑤ 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域移行に係る取組を行う。
- ⑥ 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズ把握、精神保健福祉資料等の既存データの分析、評価、活用等により、包括ケアシステムの構築状況の実態把握を行う。
- ⑦ 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修を実施する。
- ⑧ 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組を実施する。
- ⑨ 精神障害者の家族支援に係る事業
精神障害者の家族が、包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援を実施する。
- ⑩ 普及啓発に係る事業
各地域でのシンポジウムの開催等の普及啓発事業の実施により、精神障害者に対する地域住民の理解を深める。
- ⑪ 構築推進サポーター事業（新規）
精神障害者が地域生活するに当たっての支援を行うに際し、構築推進サポーターが各種福祉サービスの利用方法、活用方法に係る必要な助言や指導等を医療機関や指定一般相談支援事業所等に行うとともに、取組に係る意識啓発を行う。

⑫ 精神医療相談事業（新規）

休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口を設置する。

⑬ その他

①から⑫のほか、地域包括ケアシステムの構築に資する事業を実施する。

（補助先）①～⑪、⑬…都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

⑫……………都道府県、指定都市

（補助率）1 / 2

⑭ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援（委託費）

地域移行に実践経験のある広域アドバイザーと、都道府県等密着アドバイザーから構成されるアドバイザー委員会を国において設置し、ノウハウの共有化を図る。都道府県・保健所設置市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

また、アドバイザーの資質の向上・育成を目的としたアドバイザー向け研修の実施や、精神障害者に対する理解を深めるためのフォーラム等を開催する。

（委託先）公募

⑮ 医療機関における多職種連携及び地域における居住の確保等による継続的な地域生活支援モデル事業（新規）

精神科病院について多職種と連携した地域生活支援機能の強化ができるよう必要な支援を行うことに加え、利用期間を定めた通過型グループホームの設置・活用により一般住宅への居住が推進されるよう必要な支援や国土交通省の住宅セーフティネットの取組とも連携した精神障害者の入居を拒まない一般住宅の確保に必要な支援を行うなど、精神科病院や障害福祉サービス事業所等と連携し、医療機関における多職種連携及び地域における居住の確保等による継続的な地域生活支援を行うための取組を行う。

（補助先）都道府県

（補助率）10 / 10

- ⑯ 長期入院精神障害者の退院先としてのグループホームの整備
長期入院中の精神障害者の居住先確保の支援として、退院先となるグループホームの整備を引き続き推進する。

(補助先) 都道府県・指定都市・中核市

(補助率) 1/2 (負担割合 国 1/2、都道府県・市 1/4、設置者 1/4)

2. 精神科救急医療体制の整備

17億円(17億円)

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

(補助先) 都道府県・指定都市

(補助率) 1/2

3. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

190億円(189億円)

※地方課計上分75百万円を除く

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うために、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

4. てんかんの地域診療連携体制の整備

15百万円(8百万円)

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各診療拠点機関で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん診療全国拠点機関」を設け、てんかんの診療連携体制を整備する。

(補助先) てんかん診療全国拠点機関：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

てんかん診療拠点機関：都道府県

(補助率) てんかん診療全国拠点機関：定額

てんかん診療拠点機関：1/2

5. 摂食障害治療体制の整備

12百万円（10百万円）

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援センターで集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国基幹センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

（補助先）摂食障害全国基幹センター：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

摂食障害治療支援センター：都道府県

（補助率）摂食障害全国基幹センター：定額

摂食障害治療支援センター：1/2

6. 精神科病院等における安全な医療を提供するための研修の実施

7百万円（7百万円）

精神科病院における患者間等の暴力行為防止に対する取組に関する研修を精神科医療従事者に対して開催する。

（委託先）公募

7. その他

2.6億円（1.9億円）

（1）精神保健福祉センターにおける特定相談等の実施

74百万円（70百万円）

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健福祉センターが実施する特定相談や社会復帰促進事業に係る経費について補助する。

（補助先）都道府県、指定都市 （補助率）1/3

（2）精神保健指定医としての資質の確保に関する事業

（一部新規）

85百万円（13百万円）

精神保健指定医の資質の確保を図るため、精神保健指定医の資格審査における口頭試問等を実施する。また、精神保健指定医制度を適切に運用できる体制の整備を図る。

（3）障害支援区分認定事務の円滑かつ適正な実施のための支援（一部新規）

52百万円（51百万円）

都道府県が実施する市町村担当者研修会に調査員を派遣し、障害支援区分認定の実施にかかる課題や懸案事項等について調査・分析を行う。

また、都道府県研修担当者等を対象とした研修会を国が実施することで、都道府県が標準的な研修が行えるよう支援する。

（委託先）公募

(4) 自殺未遂者等支援拠点医療機関等の整備

10百万円(16百万円)

自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者への継続的な介入をするための研修会の実施等を通じて医療機関の自殺未遂者への対応力を強化し、地域の自殺未遂者等支援の拠点医療機関等の整備を推進する。

(補助先) 公募

(補助率) 定額

(5) 認知行動療法の普及の推進

55百万円(56百万円)

うつ病の治療で有効な認知行動療法^(※) 研修やスーパーバイザーによる指導を実施し、うつ病患者への治療の質の向上を図る。

※ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法

(補助先) 公募

(補助率) 定額

(6) PTSD 等対策総合支援の推進

14百万円(14百万円)

犯罪・災害などの被害者となることで生じる心的外傷後ストレス障害(PTSD) や児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実に資する取組を推進する。

(補助先) 公募

(補助率) 定額

アルコール健康障害対策、薬物依存症対策、ギャンブル等依存症対策等の推進 **9.5億円（8.2億円）**

○依存症対策の推進（一部新規）

9.3億円（8.1億円）及び地域生活支援事業等（505億円）の内数

1. 全国拠点機関における依存症治療・支援体制の整備

1.1億円（77百万円）

依存症者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において、都道府県等の指導者の養成研修を実施するとともに、ICD-11に新たな疾患として位置付けられたゲーム障害にも対応できる指導者の養成研修を実施することにより、依存症に係る治療・支援体制の整備を強化する。

（補助先）独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

（補助率）定額

2. 地域における依存症の支援体制の整備（一部新規、一部再掲）

7.9億円（7.0億円）

依存症者やその家族等が地域で適切な治療や必要な支援を受けられるよう、引き続き、都道府県等の人材養成、医療体制・相談体制及び包括的な連携協力体制の整備を推進するとともに、受診後の患者支援に係るモデル事業を拡充する。

また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

（補助先）都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区（補助率）1/2、10/10

これらの他、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を踏まえ、ギャンブル等依存症問題の実態把握に係る調査等を実施するとともに、依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

（補助先）独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（補助率）10/10

（委託先）公募（補助率）定額

3. 依存症問題に取り組む民間団体の支援

40百万円（29百万円）及び地域生活支援事業等（505億円）の内数

① 民間団体支援事業（全国規模で取り組む団体）

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体における支援ネットワークの構築や相談支援体制の強化を図る。

（補助先）公募 （補助率）10/10

② 民間団体支援事業（地域で取り組む団体）

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、地域で実施している自助グループ等民間団体の活動（ミーティング活動や相談支援、普及啓発活動等）に関する支援を行う。

（補助先）都道府県、指定都市、中核市等 （補助率）1/2

○アルコール健康障害対策

17百万円（17百万円）

1. アルコール健康障害対策理解促進事業

11百万円

アルコール関連問題啓発週間関係事業の開催やポスターの作成等をし、アルコール健康障害に関する正しい理解の普及啓発を行う。

2. アルコール健康障害対策連携推進事業

3百万円

都道府県のアルコール健康障害対策推進計画の進捗状況の確認等を実施するため、有識者（アドバイザー）等派遣や担当者会議を開催し、都道府県のアルコール健康障害対策を推進する。

東日本大震災及び熊本地震被災者に対する心のケア体制の整備 3. 5億円（3.9億円）及び被災者支援総合交付金（155億円）の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援の充実・強化を図るとともに被災地の様々な心のケア活動に係る調査研究等を実施する。

また、熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施するとともに、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号等による被災者の心のケアに対応するため、市町村等が行う被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

（補助先）被災者心のケア支援事業：岩手県、宮城県、福島県

被災3県心のケア総合支援調査研究等事業：公募

熊本県心のケア事業：熊本県

被災地心のケア事業：千葉県、長野県、岡山県、広島県

（補助率）被災者心のケア支援事業、被災3県心のケア総合支援調査研究等事業：定額

熊本県心のケア事業、被災地心のケア事業：3／4